

症的対応も含め、難病の対象が拡大されることが期待されていきました。ところが、今まで無料だった重症者にも最大五十三万円もの負担が強いられ、希少性と認定基準によって対象疾患と患者が振り分けられるなど、到底認められるものではありません。

既に、生活保護の扶助基準が削減され、全国で一万を超える行政不服審査請求が行われています。年金では、特例水準の解消の名による給付の削減が、来月の振り込みから行われます。痛みは始まっているのに、消費税増税が追い打ちをかけ、社会保障の充実部分は、ほとんどないか、あっても打ち消される程度のもにすぎません。

国の責任を放棄し、社会保障を大きく変質させる本法案は、廃案にすべきです。

日本共産党は、真に憲法二十五条が生かされる政治、社会の実現のために全力を尽くすことを表明し、反対討論とします。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 次に、小宮山泰子君。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 私は、生活の党を代表いたしまして、ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、反対の立場で討論を行います。

（拍手）

少子高齢化の急速な進展、経済の低成長、低迷雇用基盤の変化など、社会経済状況は大きく変化しています。

このような中で、我が国の社会保障制度の改革を進めるには、まずは、国民一人一人の命と暮ら

しの安心が守られる安定した制度へと再構築することを目指すべきではないでしょうか。

本法案の、ありとあらゆる改革と称するものは、国民の命と暮らしを軽視する思考があらわれております。国民の生活が第一とする我が党としては、到底容認できるものではありません。

以下、反対の主な理由を申し上げます。

反対する第一の理由は、本法案は、消費税引き上げのための、単なる改革先送り法案にすぎないということであります。

昨年の社会保障と税の一体改革では、社会保障制度改革の議論をきちんと進めるということが消費税引き上げの前提となっていたはずですが、にもかかわらず、安倍内閣は、社会保障制度改革の議論に真正面から向き合うことを放棄して、消費税の引き上げにのみひたすら邁進しています。

本法案では、少子化対策も、医療も、介護も、年金も、抜本的な改革は打ち出されておりません。消費税の引き上げにあわせて社会保障も充実するのだという政府の言いわけのために、現行制度にこだわり、当面の手直しに終始した、このような中身の無い法案を成立させる意味は全くもってないと考えます。

反対する第二の理由は、こうした当面の手直しにおいても、社会保障の充実より負担増を先行させている点であります。

政府から出てくる話といえば、七十歳から七十四歳の高齢者の医療費の自己負担の二割への引き上げ、介護保険における、要支援者の切り捨てにつながりかねない、予防給付の市町村への丸投げ

や、難病患者の自己負担の引き上げなど、給付減や負担増の項目ばかりであります。

国民に生活の安心を与える社会保障制度の充実からはほど遠い状況にあります。

そもそも、政治や行政の身を切る努力はどこへ行ってしまったのでしょうか。議員定数の削減議論は遅々として進まず、天下りもいまだに禁止できていません。

やるべきことをやらずに、物言えぬ一般庶民のように、取りやすいところから取るのでは、順序が全く逆であります。このような、負担増ばかりを後押しするような法案には断じて賛成できません。

反対の第三の理由は、社会保障に対する国の責任を大きく後退させようとしている点であります。

社会保障は、自助、共助、公助の組み合わせであり、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて、これを実現する環境整備は重要であります。

しかしながら、本法案では、あえて自助自立のための環境整備に係る規定を設け、殊さらに自助を強調しております。これは、共助、公助の役割を相対的に低下させることとなり、とりわけ、公助、すなわち社会保障に対する国の責任を大きく後退させることになりかねません。

高齢化が進み、ひとり暮らしもふえるなど、自助自立が難しい時代だからこそ、共助、公助を充実させ、国民の皆様が安心できる制度改革が求められているのです。しかし、安倍内閣の進める社会保障制度改革は、こうした方向に明らかに逆行

しており、到底賛成できるものではないと、  
最後に、現在、国会改革を進めている中、委員  
会での採決、そして審議は強行せず、丁寧に行う  
べきであります。

また、消費税増税に邁進し、社会保障の給付減、  
負担増ばかり目指そうとする安倍内閣の社会保障  
制度改革は改悪であり、断固として認められない  
ことを申し上げて、私の反対討論いたします。  
(拍手)

○議長（伊吹文明君） 以上をもって討論は終局  
をいたしました。

○議長（伊吹文明君） 採決をいたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君） 起立多数。よって、本案  
は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長（伊吹文明君） 本日は、これにて散会い  
たします。

午後二時二十六分散会